連 結 事 業 年 度

	前連結事業年度において連結完全支配関係を有することとなった場合					
	連 結 加 入 法 人 名	連結加入日	連結加入法人の直前の事業年度(6月以上のもの) 又は連結事業年度(6月以上のもの) 以上のもの)の確定法人 税額又は調整後連結法人 税個別帰属支払額	(1)の計算の基礎との定義を所得は個別所得金額	直前の事業年度 又は連結事業年度	前連結親法人事業年度開 始の日から連結加入日の 前日までの期間の月数 をの期間 の月数 月数 × 6 月数 2
連			I 円	2 円	平 • •	3 円
結		平・・			平・・・	
完		平・・・			平 · · 平 · ·	
全支		平・・			平 · ·	
配		平 • •			平・・・	
関					平 · ·	
係		平・・			Ψ·••	
を 有	計 11					
すって	連結事業年度開始の日から同日以後6月を経過した日の前日までの期間内に連結完全支配関係を有することとなった場合					
ることとな	連結加入法人名	連結加入日	連結加入法人の直前の事業年度(6月以上のもの) 又は連結事業の度(6月以上のもの) 以上のもの) 以上のものの 税額又は調整後連結法人 税個別帰属支払額	(4)の計算の 基礎となった 所得の金額又 は個別所得金 額	直前の事業年度 又は連結事業年度	(4) 連結加入日から連結親法人事業 左の期間 × 年度開始の日以後6月を経過し の月数 た日の前日までの期間の月数
つ		<b></b>	円	9 円	平 • •	円
た 場		平・・			平・・	
场 合		平・・			平・・・	
		<b>平</b> · ·			平 · · 平 · ·	
		平 · ·			平 · ·	
-		平・・			平・・	
ŧ					<del>*</del> · ·	
計 前連結事業年度又は前事業年度において合併を行った場合						·냳今
-						
	被合併法人名	合併の日	平度(イスイン)以上では 年度(10年)のものます。 マは連結事業年度(10年)のものものます。 税額のは調整後連結法人 税額別帰属支払額	(7)の計算の基礎得のとは、17)の計算のとは、17)の計算ののとは、17のでは、	直前の事業年度 又は連結事業年度	(7)
合		<b>Ψ</b> • •	円	円	平・・	円
-					平 · ·	
併		平 • •			平 ・   平 ・	
		平・・			平・・・	
を		平 · ·			平 · · 平 · ·	
		平 · ·			平 · · 平 · ·	
行	計					
ŧ	連結事業年度開始の日から同日以後6月を経過した日の前日までの期間内に合併を行った場合					
つ			被合併法人の直前の事業	(10)の計管の		
た	被合併法人名	合併の日	年度(6月以上のもの) 又は連結事業年度(6月 以上のもの)の確定法人 税額又は調整後連結法人 税個別帰属支払額	(10)の計算の 基礎といっ を所得のの金額 では個別 所得金額	直前の事業年度 又は連結事業年度	(10) 合併の日から連結親法人事業年 左の期間 × 度開始の日以後6月を経過した ケータ ログライン ログライ ログライ ログライン ログラン ログライン ログログ ログライン ログログ ログログ ログラン ログログ ログログ ログログ ログログ ログロ
場			10	11	平・・	12
ļ		平・・	11	1.3	平・・・	13
合		平・・			平 · ·	
_		平・・			平・・・	
		平 · ·			平 · · 平 · ·	
•		平 · ·			平・・・	
•			計	I	'	

## 別表十八の二付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結親法人が法第81条の19第2項又は第4項(連結完全支配関係を有することとなった場合等の連結中間申告税額の調整)の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「連結加入法人の直前の事業年度(6月以上のもの) 又は連結事業年度(6月以上のもの)の確定法人税額 又は調整後連結法人税個別帰属支払額1」及び「連結 加入法人の直前の事業年度(6月以上のもの)又は連 結事業年度(6月以上のもの)の確定法人税額又は調 整後連結法人税個別帰属支払額4」の各欄は、法第81 条の19第2項に規定する連結加入法人の確定法人税額 等の金額を記載します。
- 3 「合併を行った場合」の各欄は、連結親法人が当該 連結親法人を合併法人とする適格合併(当該連結親法 人との間に連結完全支配関係がある連結子法人以外の

- 法人を被合併法人とするものに限ります。)を行った場合又は連結法人が他の連結法人(当該連結法人との間に連結完全支配関係がある法人に限るものとし、連結親法人を除きます。)を被合併法人とする合併を行った場合に記載します。
- 4 「被合併法人の直前の事業年度(6月以上のもの) 又は連結事業年度(6月以上のもの)の確定法人税額 又は調整後連結法人税個別帰属支払額7」及び「被合 併法人の直前の事業年度(6月以上のもの)又は連結 事業年度(6月以上のもの)の確定法人税額又は調整 後連結法人税個別帰属支払額10」の各欄は、法第81条 の19第4項の規定による読替後の法第71条第2項第1 号(中間申告)に規定する被合併法人の確定法人税額 等の金額を記載します。